

## 船舶事故調査報告書

平成28年5月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年9月18日 07時45分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市 <sup>こゝの</sup> 神島大橋南東方沖 片島灯標から真方位142° 1,240m付近 （概位 北緯34° 28.4′ 東経133° 31.4′）
事故の概要	プレジャーボートエールセブンは、東進中、手漕ぎボート（船名なし）と衝突した。 手漕ぎボート（船名なし）は、操船者が負傷し、右舷船尾外板に剝離等を生じ、また、エールセブンは、左舷船首外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート エールセブン、5トン未満 271-25600岡山、個人所有 7.95m (Lr) × 2.12m × 0.65m、FRP ディーゼル機関、180.2kW、平成4年6月 B 手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約5.50m×約1.25m×約0.44m、木 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 72歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年3月25日 免許証交付日 平成27年2月5日 （平成32年12月21日まで有効） B 操船者B 男性 76歳
死傷者等	A なし B 重傷 1人（操船者B）
損傷	A 左舷船首外板に擦過傷 B 右舷船尾外板に剝離等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好

	海象：波 なし、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、笠岡市真鍋島付近で友人と待ち合わせて釣りをするため、笠岡港の係留地を出港した。</p> <p>船長Aは、操舵区画の右舷側にある操縦席に腰を掛け、約20ノットの対地速力で手動操舵により南南東進した。</p> <p>船長Aは、神島大橋の下を通過した頃、船首方の笠岡港口第5号灯浮標の東方に白色の船舶（以下「第三船」という。）を視認し、周囲に第三船以外の船舶を見掛けなかったため、前路に第三船以外の船舶はいないものと思い、その後、第三船を右舷方に見て通過することとして同灯浮標の手前で左転を始めた。</p> <p>船長Aは、第三船を右舷方に見て通過した後、神島大橋南東方沖を子殿洲<small>こどの</small>の北方沖に向首した針路で東進を始めたところ、平成27年9月18日07時45分ごろ、船体に衝撃を感じたので、直ちに機関を中立として船尾方を確認し、B船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Aは、B船に近づいて操船者Bに声を掛けたものの、反応がないので、直ちに119番通報して救急車を要請し、神島大橋の南東方の浮棧橋に着棧する旨を伝え、A船の右舷側にB船を横抱きにして同浮棧橋に向かった。</p> <p>船長Aからの通報を受けた地元の消防署は、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>B船は、操船者Bが1人で乗り組み、神島大橋南東方沖でA船と衝突した。</p> <p>操船者Bは、救急車で笠岡市内の病院に搬送された後、ドクターヘリで岡山県倉敷市の病院に転送され、重症頭部外傷、右血気胸、肺挫傷、顔面骨骨折等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、本事故発生場所付近を航行した経験が約30年にわたってあり、約15年前にA船を所有して運航していた。</p> <p>船長Aは、本事故が発生するまでB船のような手漕ぎボートを本事故発生場所付近で見掛けたことがなかった。</p> <p>船長Aは、本事故当時は中潮の低潮時であり、海面に露出した子殿洲の岩肌とB船の船体が同じような色であったので、B船が小殿洲に溶け込むなどして気付かなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>B船は、伝馬船であり、ふだん操船者Bが1人で乗り組み、笠岡市大島川の新金崎橋付近の係留地から櫓<small>こし</small>を漕いで出発していた。</p> <p>操船者Bは、本事故当時、薄茶色のジャンパーに紺色のズボンをはき、薄茶色の麦わら帽子をかぶっていた。</p> <p>操船者Bは、持病はなく、体調は良好であり、本事故当日も07時前ごろ自宅を出た際、ふだんの様子と変わりなかった。</p>
分析	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明 A なし、B 不明 A なし、B 不明</p> <p>A 船は、神島大橋南東方沖を東進中、船長Aが、第三船以外の船舶を見掛けなかったため、前路に第三船以外の船舶はないものと思われ、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず左転し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、海面に露出した子殿洲の岩肌とB船の船体が似た色彩であったことから、B船と後方にある岩肌とが識別しづらく、B船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、神島大橋南東方沖において、A船と衝突したものと考えられるが、操船者Bから情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、神島大橋南東方沖において、東進中のA船とB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

